

# Web を活用した民法授業—「民法総則」の実践

法学部教授 野口昌宏

## 1. はじめに

学生にとって、法律学を学ぶことは難しいといわれることがある。それは法律学そのものが難しいというより、現在の高校教育において論理学や抽象的思考の訓練がなされずに育った学生にとっては、高校までの生活や教育の中で、法律的なものの考え方を学ぶ機会が少なかったことや、具体的な社会生活の中で多くの社会経験をしていないために、法律の理解が難しいということである<sup>1</sup>。まして大学に入学して間もない法学部1年生にとってはなおさらであろう。

民法総則は、民法（特に財産法）の総則的規定であり、通常の法学部では1年生の専門科目として憲法と並んで配置されている科目である。他の法律専門科目でも同様だが、高校を卒業して未だ社会経験の乏しい学生にとって、人間の社会生活を対象として規定された法制度について、従来のように理論的な命題を掲げてそこからの演繹を中心として講義をするという演繹的方法による講義は、学生が自分の生活と結びつけて法律を理解することは難しいだろう。また、特に1年生に開講されている民法総則は、大学に入学して初めて学ぶ専門科目であることと、民法総則の講義内容が民法の総則的規定として抽象的な原則や制度を規定するものが多いことなどから、これらを学生に理解させ一定の教育的成果をあげるには、それを受講する学生にとっても講義を担当する教員にとっても、互いに苦勞することの必然がある。

この問題を解決するために、ウェブページを利用した講義の有り方は、学生にとって教科書と一定の資料（書誌情報）による教室での講義に比べて、より「理解できる講義」「興味ある講義」に貢献できるといえよう。たとえば判例の理解において民法が適用されるための要件事実についてウェブページに事件の背景や現場の写真を掲載して具体的なイメージに基づいて判決の意義を理解させる、あるいは取引社会における契約の成立過程と履行過程のプロセスをイメージさせつつ契約法を理解させるなど、教科書の記述をビジュ

---

<sup>1</sup> 法律をいかに学ぶかという問題については昔から多くの方が述べておられるが、最近のものとして高野耕一教授は、裁判官から大学教授になられた経験から、「すべて初めは難しい」といわれるが、法律の勉強には、ことのほかあてはまるように思えると述べ、「法律に対する真の興味は一定の年齢に達しなければ起り得ないものとする」（田中耕太郎「法と宗教と社会生活」（春秋社）を引用）として、そしてその点の克服として、「人間に対する好奇心を持つこと」だと述べておられる。「法律を学ぶということ——リーガル・マインドを中心として」法学教室175号4頁以下（1994年4月）。

アルに体现させることは、抽象的な民法の規定の理解と勉強への興味を与える方法のひとつと考えられる。

そこで、本稿は、ウェブページを利用した法学教材のあり方について、民法総則を教材として検討しようとするものである。

## 2. 民法総則の講義計画（シラバス）

民法総則の講義計画では、教科書にしたがって講義をすることになるが（民法の条文にしたがって概ね第1条から順次）、同時に、民法は国家試験（司法試験・司法書士試験、国家・地方公務員試験など）や各種資格試験に関連する科目でもあり、一定のノルマで教科書を終えるように努力することを要請される。講義を担当する教員にとって、民法総則の1年間の講義を通じて用意された教科書を学生に理解させること、受講する側の学生の能力の問題を差し引いても現実問題としては、週1コマ（90分）の講義では難しいと言える。したがって、シラバスに掲載した年間講義計画はいわば教員側の理想であり、実際の講義の中で年間を通じてシラバスの内容の多くを受講生が理解するには、受講生自身の相当な予習、復習が必要である。

民法総則の講義において、これまでの学説あるいは理論が中心の教育では、法が適用される要件を具体的事件に沿って理解させることは難しい。そのためには判例や具体的問題に関する補助教材を用いて講義をすることが要求される。また、民法の権利、義務をめぐる紛争で、法が解釈、適用される要件は法律上の紛争である全ての事実関係が必要なわけではなく、どのような権利・義務関係を解決の対象とするかという要件を理解させる教育は、法律を学ぶものにとって重要である。そこで、判例の意義を理解するためには、どのような事実のもとでどのような判決がなされたかを理解する必要がある<sup>2</sup>。

しかし、教科書の内容にこれらの判例や具体的問題に関する紛争の実態や紛争の背景という紛争解決の重要な情報を盛り込むことは、実際問題として適当な頁数（したがって価格）の教科書が要求される関係上難しいし、また多くを講義で取上げるには授業時間数との関係でも難しい。

そこで、ウェブページを利用して、あらかじめウェブページ上に民法総則の年間講義計画（シラバス）を掲載し、さらに各週の講義計画では、授業の情報としてその日のテーマや取上げる判例などの各授業計画を提供する。また、予習、復習の資料として講義で取上

---

<sup>2</sup> 最近、ロースクール問題との関連で要件事実教育の有り方が議論されている。たとえば、升田純「要件類型別の要件事実の実務(1)(2)」月刊登記情報474号(41巻5)24頁以下、475号(41巻6号)53頁以下、(3)以下続刊中(2001年5月～)。しかし、本稿は、学部の1年生の授業において判決の意義を理解させることを検討しており、あえてロースクール構想との関連を意識したものではない。

げる判例の事実関係と判決文、民法の規定が適用される要件を理解させるための事件現場の写真や事件の背景などを予め掲載して、講義中や事前、事後の学習の資料として提供することが問題解決の一助となると考えられる。

#### 前期分のシラバス

1	民法の意義、法源
2	民法の適用と解釈
3	私権の意義と社会性（基本原理と修正の原理）
4	権利濫用禁止の原則（判例による成立要件）
5	権利能力と行為能力
6	制限能力者（未成年後見制度）
7	制限能力者（成年後見制度）
8	法人制度
9	法律行為の意義、目的の有効要件
10	意思表示の意義と構造
11	意思の欠缺
12	瑕疵ある意思表示

民法総則の講義では、上記のシラバスにしたがって教科書や判例の資料を使用して板書を中心に行うが、教科書と板書による説明では、説明が抽象的になり受講生にとって理解できない部分が生じる。まして社会経験の少ない学生にとって、述語の定義、解釈論のどの理論が実際の生活の中でどのような意味を持ち、A説という解釈を採用すれば自分の生活がどう変わるのかといったように具体的に民法を理解することが難しい。そのような場合に、ウェブページ上の判例データベースや各種の補助資料を利用して現実に発生した判例の事実関係を調べることによって、現実の社会で起こりうる各種の紛争の実態とその紛争に適用される規定の要件とを理解し、具体的紛争をイメージしながら具体的問題との関連で理解させることが有効であるといえよう。

ウェブページ利用の目的は、受講生のための自学自習の情報提供と同時に教室での補助教材の提供である。現在では法律関連ウェブページ上に法律や判例、条例や規則、行政官庁の通達、立法資料、新聞記事など、広範で種々の情報が用意されているが、これらのものを必要な範囲で講義の補助教材として、講義の関連ウェブページに用意しておく。講義では、判例データベースや各種の法律関連情報を利用して、特定のテーマについて多くの

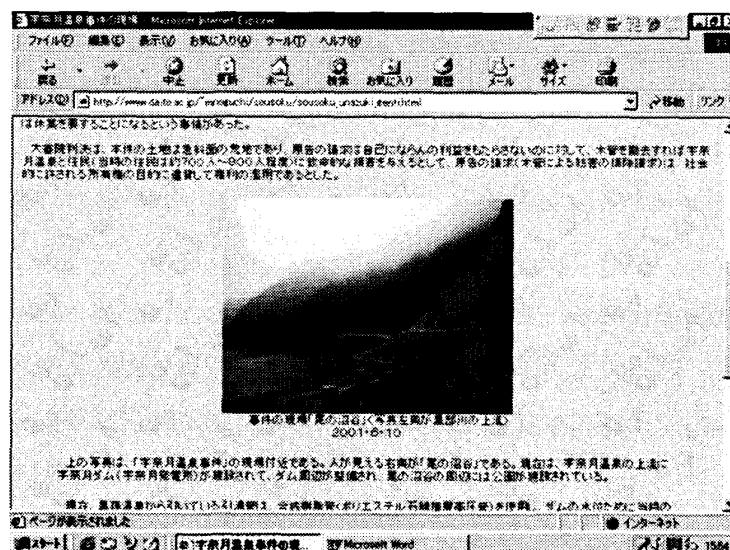
情報を収集し整理して民法の解釈の基礎となる社会状況や判例の傾向を理解させることによって、レポートやブリーフ（学生が予習した判例要約書）を作成することによって、自ら法的思考能力を養うことを養成する。

### 3. ウェブ利用の具体的事例——シラバス第4週「権利濫用禁止の原則」の講義

民法総則の講義では、民法第1条の「権利濫用禁止の原則」の講義で紹介される判例は、1年生がおそらく最初（もしくはそれに近い時期）に接する判例であろう。そこで初めて判例を学ぶ学に対してどのように判例と要件事実を理解させるかが重要となる。

民法第1条に規定する権利濫用禁止の原則とは、ある権利者の権利行使が、外形上（法の形式上）は正当な権利行使のようにみられるが、その行為が行われた権利行使の具体的状況とその結果とに照らして、権利行使が妥当でないと判断される場合をいう。したがって権利濫用の成立要件は具体的な事例によって異なるが、①権利行使が相手方に対する加害の意思がある場合の主観的要件と、②行使される権利のもつ社会的意義・目的、権利行使が権利濫用とされた場合の権利者の不利益と権利行使が正当とされた場合の相手方の受ける不利益を比較考量して判断される客観的要件が判断の基準になるとされる。このことから、これらの要件を理解させるために、具体的事件の事実関係に関連した事件の背景や事件現場の写真を見せてビジュアルに理解させることが有効である。

そこで、権利濫用事件のリーディングケースである「宇奈月温泉事件」（大判昭和10年10月5日民録14巻1965頁）の例を取り上げ、ウェブページに事件の背景、権利者の権利行使が権利濫用とされた具体的事件現場の地理的状况を写真で見せることによって、権利者（原告）権利行使の不適法を具体的事件として権利濫用の要件を理解させることを目的とする。



写真…宇奈月温泉事件のWebページ

宇奈月温泉事件（大審院昭和10年10月5日判決）は、富山県の黒部峡谷にある温泉の引湯管の撤去をめぐる訴訟である。宇奈月温泉の源泉である黒薙温泉から宇奈月温泉まで約7kmにわたって、断崖絶壁の間を流れる黒部川沿いに引湯管（木管）が設置されたが、「尾の沼谷」付近の急斜面尾の土地（112坪）について旅館経営者Yは土地所有者Aの了解を得てなかった（ただし木管による侵害部分はわずか2坪弱であった）。これらの事情を奇貨とした原告Xは、本件土地をことさら買収した上で所有権に基づいて旅館経営者Yに木管の撤去を迫った。しかし、木管の撤去は地理的状況から不可能であった（仮に可能であるとして莫大な費用を必要とした）。そこで原告Xは自ら所有していた周辺の土地も併せて3000坪を不相当な高額で買取るよう請求した事件である。

大審院判決は、本件の土地は急斜面の荒地であり、原告の請求は自己になんらの利益をももたらさないものであるのに対して、木管の撤去は宇奈月温泉と住民に致命的な損害を与えるとして、原告の所有権に基づく妨害排除請求権の行使（木管の撤去請求）は、社会的に許される所有権の目的に違背して権利の濫用であるとした。

#### 4. 授業の効果

受講する学生にとって、権利濫用のリーディングケースを学んでも、それぞれ要件事実が異なるために、ある権利行使のどこが濫用になるのかは権利行使の具体的事実関係を詳細に検討しなければ権利濫用を理解することはできない。したがって、どのような行為が権利濫用に該当するか権利行使の具体的事実から、民法の要件と要件が適用されるべき事実を理解させるために、事実および事件の背景を説明する必要がある。

そこで、本講義では、他人の土地のわずか2坪弱を侵害した木管（不法占拠状態）の撤去請求権の行使がなぜ権利濫用になるのかについて、ウェブページに掲載した黒部溪谷の現場の地形（急斜面、荒地）の写真を見せて、原告はわずか2坪弱の侵害であっても木管を撤去できない地理的状況にあることを知りつつこれを奇貨として、不当な利益を上げようとした事情を知ることによって、本件事件における権利濫用の成立要件を具体的に理解させ、権利濫用理論の理解を深める事が可能となる。そして、法解釈は、結局、人間と社会との関係を前提とした価値判断の問題だということを理解させることによって、「理解できる」「興味ある」講義を展開する。

このように電子化されたさまざまな法律情報がウェブページを利用して学生に提供されることによって、法律情報の検索・分析・利用による思考能力の養成、さらに、授業形式で説明する教員の動画、音声、テキスト形式の教材をインターネット上に用意して、インターネットを通じて講義を展開することにより、学生は教室にパソコンを持ち込んで教員

の説明を受けながらインターネット上の法律情報や内容を確認できる。また、自宅からアクセスしてインターネット上のウェブを活用して予習、復習することが可能である（IT技術による講義のバーチャル化）。通常の教室での一過性の講義に比べて、インターネット上のウェブによって学生は自分の都合の良い時間にこれらの教材を反復して利用することで教育効果を向上させることができる。

## 5. 課題

### (1) 情報を利用した法学教育

授業で取り上げるべき判例や法律、社会問題について、あらかじめウェブページを用いて関連する法律情報（判例、法令、通達など）とその周辺情報（立法動向、新聞記事、事件現場の写真など）、個々に授業で取り上げる判例の事実・判決要旨と判例解説、さらには具体的事件の社会的背景など、講義では時間的制約から十分な時間を使って説明することが難しい法律情報を事前に提供して、学生が事前・事後に教室外において自由な時間に相当時間分学習を行うことができる環境の整備は、学生に勉学の興味と理解を与える方法のひとつであろう。また、法律問題について何がどのように問題になり、それが具体的にどのように解決されるのか、という点についてウェブページ上に掲載しておくことも必要であろう。

これらは教室での講義を補完する一種の遠隔授業とも言えるものであるが、教室での一過性の講義と違い、学生はこれらの教材を反復使用することで教育効果が期待できる。また、事前に授業に関する資料、授業で取り上げる判例、予習のために読んでおくべき資料・文献、写真・図表などを提供しておき、学生はそれを事前に読み、あるいはプリントアウトして授業に参加することによって、授業の進行と学生の理解度が進むことが期待される。とくに判例を理解する上で、事件現場や事件の背景をビジュアルに説明することは、要件事実の認識とそれに基づく判決の意義を理解し、興味ある講義の展開が望める。

### (2) 法律情報を利用した法学教育の展望

しかし、法律あるいは法学的なものの考え方は、高校までの教育とは大きく異なることから、法学教育が、スペシャリスト教育を目指す場合と高度のリベラル・アーツ教育を目指す場合とを問わず、ITを利用することによって、述語の定義、解釈論、法が適用される要件と事実との関係の理解など法を学ぶための諸問題について、たとえばウェブページの利用により具体的な問題との関連でとらえることにより、「理解できる」「興味ある」授業に貢献できる。さらに、今後は、法情報教育を通じて、これまでの教科書中心の演繹的

授業とは異なった、帰納的方法で学生が自ら法律的なものの考え方を養う教育上の方策を検討する必要があるだろう。

そのためには、講義に必要なさまざまな法律情報をアーカイブ化してどのように利用するか、またウェブページ上に提供された法律情報を外部からの進入にたいしていかに保護するかの課題も検討されなければならないだろう。